

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた

「こども・若者」が育つまち

あいづわかまつ

これまで本市が掲げてきた基本理念を引き継ぎながら、本市の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができるまちを目指します。



2 基本目標☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

計画の基本理念の実現には、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援することが重要です。そのため、次の3つを基本目標とし、施策を体系づけます。

基本目標1 ライフステージを通した重要事項の推進

こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、全てのライフステージで共通する重要事項に取り組んでいきます。

基本目標2 ライフステージ別の重要事項の推進

ライフステージ特有の課題に対応するための重要事項に取り組んでいきます。

基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項の推進

子育て当事者が健康で、自己肯定感とゆとりをもって、こどもに向き合えるための重要事項に取り組んでいきます。

★計画に用いる「こども・若者」の定義

「こども」：心身の発達の過程にある者（こども基本法）

「若者」：思春期、青年期の者（子ども・若者育成支援推進法）

◇計画に用いる「ライフステージ」の定義

「乳幼児期」：義務教育年齢に達するまで

「学童期」：小学生

「思春期」：中学生～おおむね18歳まで

「青年期」：おおむね18歳～30歳未満まで ※ポスト青年期（40歳未満まで）を含む



基本理念

基本目標

基本方針

基本施策

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた「こども・若者」が育つまち あいづわかまつ

基本目標 1

ライフステージを通じた重要事項の推進

基本目標2 ライフステージ別の重要事項の推進

①妊娠～
幼児期

②学童期
·思春期

③青年期

基本目標3

子育て当事者
への支援に関
する重要事項
の推進

1 こどもの権利を守る

2 こども・若者の健やかな成長を図る

3 こども・若者の未来を守る

4 妊産婦・こどもの健康を守る

5 多様な教育・保育ニーズの確保

6 こどもが いきいきと育つ 環境づくり

7 若者の生活を支える

8 子育てを 支える

(1) こどもの権利に関する理解促進

(2) 多様な遊びや体験活動の推進

(3) 食育の推進

(4) こども・子育て環境の整備

(5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

(6) こどもの貧困対策

(7) こども・若者を犯罪・事故から守る

(8) 妊娠・出産・子育て期にかかる相談や健診の充実

(9) 教育・保育サービスの充実

(10) 学校教育、放課後対策の充実

(11) こどもの居場所づくりの推進

(12) いじめ・不登校等への対策

(13) 就劳支援

(14) 結婚・出産を希望する方や移住・定住への支援

(15) 悩みを抱える若者への支援

(16) 經濟的支援

(17) 共働き・共育て・男女共同参画の推進

(18) 地域における子育て支援

(19) ひとり親家庭への支援